

太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第15号

太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「場合」の次に「若しくは同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第 6 条第 1 項中「事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」を加え、同項第 3 号中「事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。））」を加え、同条第 7 項中「以上のものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第 18 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 27 条中「B 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「C 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を加える。

第 29 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 3 第 10 項第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加え、同条第 3 項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。））」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若

しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」の次に「第1号」を加える。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行

う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 47 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 48 条中「、同条第 4 号中「次号」とあるのは「第 48 条において準用する第 28 条第 5 号」と読み替えるものと」を削る。

附則第 3 条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第 6 条中「家庭的保育事業等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第 9 条中「法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者」を「保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改め、「第 29 条第 3 項」の次に「若しくは第 4 項」を、「第 44 条第 3 項」の次に「若しくは第 4 項」を加え、「保育士の数（前 2 条の規定の適用がないとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定されるものをいう。）」を「前 2 条の規定の適用がないものとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定される保育士の数」に改める。

（太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 6 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「当分」を「令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「第 47 条第 2 項の規定」の次に「（満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の 1 項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第

44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。